

綾瀬市企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法人が地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画に記載されている綾瀬市まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書を提出しているものをいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う寄附に係る10万円以上の金銭をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出をしようとするときは、綾瀬市企業版ふるさと納税寄附申出書を市長に提出するものとする。

(支払の要請)

第4条 市長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金の支払いを当該寄附対象法人に要請するものとする。

(寄附の受領等)

第5条 市長は、寄附金を受領したときは、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）別記様式第3に定める書類を交付するものとする。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、市長は、当該事業費が確定した後に、寄附をした法人に対して事業費確定通知書を送付するものとする。

3 市長は、次に掲げる場合は、寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(台帳の作成)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、綾瀬市企業版ふるさと納税寄附金台帳を作成するものとする。

(公表)

第7条 市長は、寄附金を受領したときは、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。ただし、寄附をした法人の同意が得られないときは、この限りでない。

(1) 当該法人の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 当該法人から受領した寄附金の額

(3) 寄附の対象となった事業の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該法人の意向を踏まえて市長が必要と認める事項

(様式の委任)

第8条 この要綱に定める申請書その他の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の受領等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行する。